よくある質問と回答

Q　なぜ広域交付の窓口の受付時間が通常の交付の受付時間より短いのですか？

A　国からの通知により、当面の間、戸籍証明書等の発行の際は本籍地への確認が必要となっています。本籍地への確認ができなくなってしまわないよう、通常の交付の受付時間より短くして対応しています。

Q　（戸籍・除籍）電子証明書提供用識別符号について教えてください

A　請求者からの申請により区が発行する書類で、現在のところ、パスポート申請などの手続きに使用される見込みです。パスポート申請の場合、パスポートセンターにこの符号（パスワード）を提出することで、パスポートセンターはこの符号を用いて戸籍電子証明書の確認が可能となります。これにより通常パスポートセンターへの提出が必須である戸籍証明書が不要となります。

Q　DV被害等の支援措置を受けており、本籍は練馬区外ですが練馬区で戸籍を取得できますか

A　国からの通知によりDV被害等の支援措置の戸籍について、本籍地以外の市区町村に対して戸籍証明書等の交付請求があった場合、交付または発行ができない運用となりました。戸籍の取得については本籍地へご確認の上、ご請求ください。

Q　年金裁定請求のため戸籍が必要となりました。本籍地は練馬区外ですが無料となりますか

A　「練馬区戸籍法の事務に係る手数料に関する条例」第３条に記載のとおり、戸籍の請求理由の根拠となる法律に「条令で定めるところにより、戸籍を無料で証明できる」旨の記載があれば、本籍地にかかわらず無料で発行します。